新潟市道路除雪機械購入補助金交付審査要領

（趣旨）

第１条　この要領は、新潟市道路除雪機械購入補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、道路除雪機械購入補助事業に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（道路除雪機械購入補助金の交付）

第２条　交付要綱第４条に規定する道路除雪機械購入補助金（以下「補助金」という。）の交付は、補助対象機械１台につき１回とする。

（交付申請期限）

第３条　交付要綱第６条第１項に規定する市長が定める日は、補助金の交付を受けようとする年度の４月３０日とする。

（選定基準）

第４条　交付要綱第６条第２項に規定する申請内容が適正かつ妥当であるかどうかの審査を行った結果、適当と認める申請が多数あり、補助金交付額が予算の範囲を超えた場合は、別表１に規定する優先順位の高いもの順、かつ予算の範囲を超えない申請の中から選定し、補助金の交付を決定する。なお、同順位の場合、抽選を行う。

（除雪開始時期）

第５条　交付要綱別表の補助要件に規定する補助対象道路除雪機械により、新潟市管理道路の除雪を開始する時期は、機械を購入した年度の１２月１日とする。

（代替措置）

第６条　前条に規定する時期に補助対象機械の納車が間に合わない場合、補助対象機械が確保されるまでの間は、交付申請事業者において、補助対象機械と同等程度の除雪能力を有する代車を確保するなど、代替措置を講ずることとする。

（購入費の基準）

第７条　交付要綱別表の対象経費の購入については、以下の内容を基準とする。

(1)購入費は、機械本体価格及び別表３に規定する付加仕様とそれに係る消費税とする。

(2)購入費には、機械納入費用、登録料、保険料などの費用は含まない。

（補助対象機械の管理）

第８条　補助対象機械を管理するため、車体の左側面に新潟市長が指定する管理番号を表示する。管理番号の表示は、別図の寸法とする。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、平成２６年４月１日から施行する。

（適用期間）

２　この要領の適用期間は、令和１１年３月３１日までとする。

附　則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

別表１（第４条関係）

補助金交付の優先順位	項目
1	各交付申請事業者１台目の申請機械の中で別表２の評点合計の大きいもの順
2	各交付申請事業者２台目の申請機械の中で別表２の評点合計の大きいもの順
3	各交付申請事業者３台目の申請機械の中で別表２の評点合計の大きいもの順
・ ・ ・	・ ・ ・

別表２（別表１関係）

評点項目	評点（計算式）	計算条件
既存の業者所有機械の登録月数（Ａ）	７０×Ａ／（全申請機械のＡの最大値）	既存の業者所有機械でない場合、Ａは０とする。
新潟市との除雪業務委託契約年数（Ｂ）	３０×Ｂ／（全申請業者のＢの最大値）	契約年数は平成２１年度からの年数とする。

別表３（第７条関係）

機種	補助対象付加仕様
ロータリ	雪切板、作業灯、ｽﾃｯﾌﾟﾗﾝﾌﾟ、ﾁｪｰﾝ、前面熱線ｶﾞﾗｽ、 床ﾏｯﾄ、油圧式ﾁｯﾌﾟﾊﾞｯｸ、ｽｲﾝｸﾞｵｰｶﾞ装置、ｽｲﾝｸﾞ式雪切板、 ねじ式ﾁｯﾌﾟﾊﾞｯｸ、後輪ﾀﾞﾌﾞﾙﾀｲﾔ
除雪 トラック	ｽﾉｰﾀｲﾔ(ｽﾀｯﾄﾞﾚｽﾀｲﾔ)、ｽﾍﾟｱﾀｲﾔ、ﾁｪｰﾝ、冬用ﾜｲﾊﾟｰﾌﾞﾚｰﾄﾞ、 床ﾏｯﾄ、ｱﾝｸﾞﾘﾝｸﾞﾌﾟﾗｳ、反転ｴｯｼﾞ、ﾄﾗｯｸｸﾞﾚｰﾀﾞ
グレーダ	運行記録計、ﾊﾞﾝｸｶｯﾄ機構、ﾁｪｰﾝ、油圧ﾌﾞﾚｰﾄﾞﾁｯﾌﾟ、 床ﾏｯﾄ、ｽﾉｰﾀｲﾔ(ｽﾀｯﾄﾞﾚｽﾀｲﾔ)、ﾌﾞﾚｰﾄﾞｽﾘｯﾌﾟｸﾗｯﾁ、Ｖﾌﾟﾗｳ、 ｱﾝｸﾞﾘﾝｸﾞﾌﾟﾗｳ、ｽｶﾘﾌｧｲﾔ、ｼｬｯﾀｰﾌﾞﾚｰﾄﾞ、ﾌﾞﾚｰﾄﾞ緩衝装置
ドーザ	運行記録計、前面熱線ｶﾞﾗｽ、ｽﾉｰﾀｲﾔ(ｽﾀｯﾄﾞﾚｽﾀｲﾔ)、ﾁｪｰﾝ、 床ﾏｯﾄ、ｶﾌﾟﾗ、反転ｴｯｼﾞ、両ｻｲﾄﾞｼｬｯﾀｰ、Ｖﾌﾟﾗｳ、 ｻｲﾄﾞｱﾝｸﾞﾘﾝｸﾞﾌﾟﾗｳ、ﾏﾙﾁﾌﾟﾗｳ、振動抑制装置
ホイール ローダ	運行記録計、前面熱線ｶﾞﾗｽ、ｽﾉｰﾀｲﾔ(ｽﾀｯﾄﾞﾚｽﾀｲﾔ)、ﾁｪｰﾝ、 床ﾏｯﾄ、ｶﾌﾟﾗ、ｽﾉｰﾊﾞｹｯﾄ、振動抑制装置
共通	ｴｱｺﾝ、新潟市長が指定する管理番号表示

別図（第８条関係）

管理番号の寸法（管理番号がR08-001の場合）

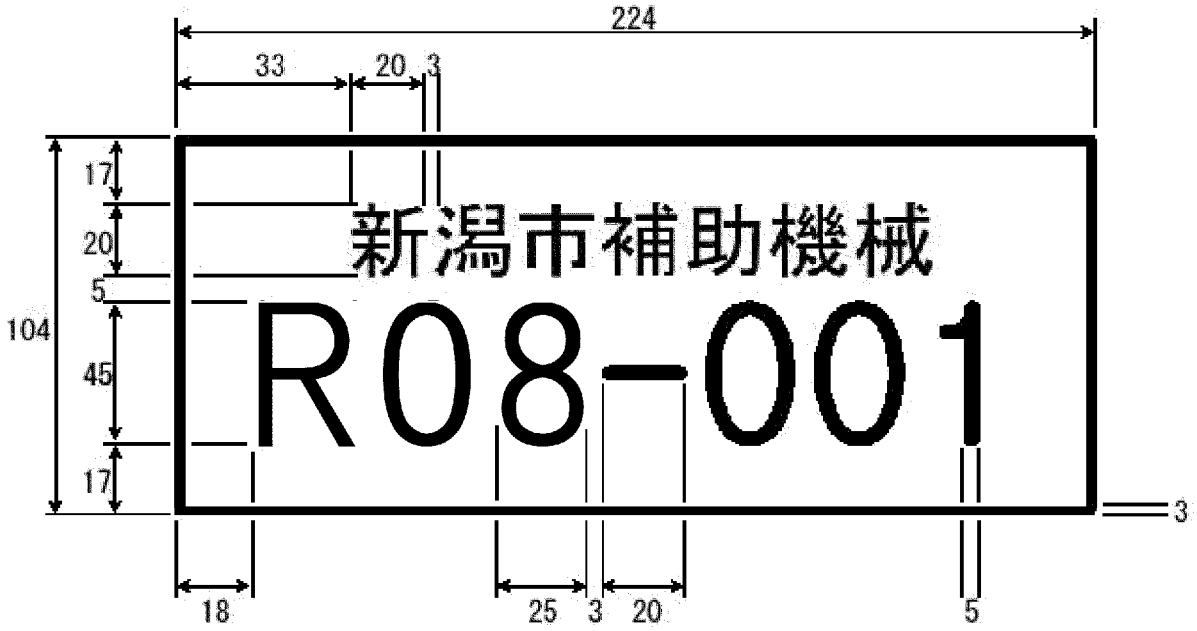

※単位：mm